

一般競争入札説明書

沖縄県農業研究センター名護支所が発注する「温帯果樹育苗ガラス室」に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和8年 10月 6日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- （1）件 名 温帯果樹育苗ガラス室修繕
- （2）仕 様 別紙仕様書による
- （3）引渡期限 令和9年2月 26日（金）
- （4）引渡場所 沖縄県農業研究センター名護支所

3 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）建設業法に定める建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査および業者選定等に関する規定第5条による令和7・8年度入札参加資格者名簿に建築一式工事業のC、D等級として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること）。
- （3）会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）過去10年間に地方公共団体が発注する農業用施設（角鋼ハウス、平張りハウス等）の建設契約を1回以上締結し、すべて誠実に履行した者。
- （5）次に掲げる要件を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に配置できること。
主任技術者は、1級もしくは2級土木施工管理技士、1級建築士もしくは2級建築士、1級もしくは2級建築施工管理技術者又はこれと同等以上の資格を有し、当該工事に配置できること。監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。また、主任（監理）技術者にあつては3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- （6）入札参加資格確認申請書期限日から当該工事の落札決定日までに関において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる場合

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(9) 建設業法に基づく本店または営業所が、沖縄本島内に存在すること。

4 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年 10 月 21 日 (木) 14 時 00 分

(2) 入札場所 沖縄県農業研究センター名護支所 会議室

5 入札保証金の額

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第2項の規定により、見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書の写しを提出する場合

(2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

6 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金説明書」による。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 開札をした場合において落札者がいない場合は、3(1)の日程のとおり再度入札を行う。なお、再度の入札は1回のみとする。1回目の入札で落札者がいない場合は電話等により迅速に通知する。
- (3) 入札書、委任状は、紙による入札書、委任状を郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合は、一般書留、簡易書留又は配達記録郵便で、配達日指定郵便とし下記により提出すること。
 - ア 配達指定日 初回 : 令和8年10月19日(月)午後5時必着
再入札 : 令和8年10月26日(月)午後5時必着
 - イ 配達場所 : 〒905-0012 沖縄県名護市名護 4605-3
沖縄県農業研究センター名護支所
 - ウ 提出書類 : 内封筒に入れ封緘した入札書、委任状
 - エ その他 : 封筒の大きさに規定はないが、別紙「郵便入札の留意事項」に示す方法により作成すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札

に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則1回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときはこの限りではない。

12 支払条件

- (1) 本件契約における代金の支払いは、完成引き渡し払い（完了払）とする。
- (2) 契約相手方は、工事の完了後、発注者の実施する完了検査に合格し、目的物の引き渡しを完了した後に代金の請求を行うことができる。
- (3) 前払金および部分金（中間金）の支払いは一切行わない。そのため、受注者は履行完了までに必要な一切の資金を自ら確保のうえ、応札すること。

12 火災保険の要否

否

13 リサイクル対象工事

この工事はリサイクル対象工事なので、落札後は、発注者と協議の必要がある。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。そのため契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要がある。よって、設計図書に記載された処理方法及び処分場所を参考に積算した上で入札すること。

15 その他

- (1) 資格確認申請書および資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書および資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替えおよび再提出は、

認めない。

- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県農林水産部競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情による変更することがある。
- (8) 最低制限価格を設定する。

1 2 問い合わせ先

沖縄県農業研究センター名護支所 担当：崎山

〒905-0012 沖縄県名護市名護 4605-3

TEL 0980-52-2811

FAX 0980-53-6293